

(仮称)別府市新図書館等複合施設
管理運営計画

令和5年3月

別府市教育委員会

目次

はじめに.....	1
1 計画の目的	1
2 位置づけ	2
第1章 複合施設の設置目的・理念・方針・役割	3
1 設置目的	3
2 基本理念	3
3 運営の基本方針	3
参考：別府市新図書館等整備基本計画（令和2年3月策定）抜粋「5つの指針」	4
4 役割	5
第2章 施設の概要.....	6
1 敷地・建物の概要	6
2 施設機能	6
3 施設構成	7
第3章 施設運営計画.....	8
1 基本的な考え方	8
2 地域共創	8
3 施設運営体制	8
(1) 図書館サービス	9
(2) 地域交流サービス	9
(3) 運営会議	9
(4) 第三者評価委員会	9
4 情報発信	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 情報発信	10
第4章 図書館サービス事業計画.....	11
1 基本的な考え方	11
(1) 計画策定目的	11
(2) 目指すべき方向性	11
(3) 方策	11
2 資料整備	12
(1) 収集方針	12
(2) 蔵書計画	13
(3) 収集する資料の保存と除籍について	13
3 一人ひとりへのサービス	14
(1) 資料・情報提供	14
(2) 対象別サービス	14

(3) アウトリーチサービス	16
(4) 利用機会の拡充	16
(5) 各種機関との連携・協力	17
4 活動を支えるサービス	17
(1) 市民活動の支援	17
(2) 活動の場の提供	17
5 地域・郷土資料分館	18
(1) 資料収集	18
(2) 展示活動	18
(3) 調査研究支援	18
(4) 体験・交流型事業	18
(5) デジタルアーカイブ	18
6 図書館運営計画	19
(1) 運営形態	19
(2) 施設管理	20
(3) 危機管理	20
第5章 地域交流サービス事業計画	21
1 基本的な考え方	21
2 業務内容	21
(1) 総務管理業務	21
(2) 企画運営業務	21
(3) 施設利用受付業務	21
(4) 運営業務	21
(5) 広報業務	21
(6) 施設管理業務	22
3 事業方針	22
(1) 教育事業	22
(2) 健康・福祉事業	22
(3) 産業事業	23
(4) アート事業	23
(5) まちづくり事業	23
第6章 施設管理計画	24
1 開館日・開館時間（予定）	24
(1) 休館日	24
(2) 開館時間	24
2 利用規制	24
(1) 基本的考え方	24
(2) 利用制限について	24

3	料金の設定	25
(1)	基本的な考え方	25
(2)	貸出対象施設	25
4	維持管理	25
(1)	基本的な考え方	25
(2)	維持管理業務	25
(3)	修繕計画	26
5	危機管理	26
(1)	基本的な考え方	26
(2)	安全管理についての取組	26
第7章	事業評価	27
1	基本的な考え方	27
2	評価方法	27
3	評価項目	27
第8章	収支計画	28
1	基本的な考え方	28
(1)	図書館	28
(2)	地域交流センター	28
第9章	開館準備計画	29
1	施設全体に係る開館準備	29
(1)	基本的考え方	29
(2)	設置条例等関連規定の整備	29
(3)	施設の情報窓口	29
(4)	事前広報	29
(5)	開館記念事業の実施体制の準備	29
(6)	開館までのスケジュール(予定)	29
2	図書館に係る開館準備	30
(1)	新図書館への移転	30
(2)	職員の育成等	30
(3)	資料の収集・除籍	30
(4)	市民との協働	30

はじめに

1 計画の目的

令和2年3月に策定した「別府市新図書館等整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、（仮称）別府市新図書館等複合施設（以下「複合施設」という。）は、図書館と地域交流センターから成る複合施設として整備する。

基本計画では、図書館の基本的なサービス・機能に加え、新図書館に求められる新たな機能（教育、健康・福祉、産業、アート、まちづくり）を有するとし、行政直営の図書館サービス部門、民間企業の参画による連携サービス部門、両部門を効果的につなぐ公民連携のマネジメント部門により業務を実施すると整理した。

基本計画策定以降の社会の変化、それに伴う住民ニーズの変化などを踏まえ、複合施設は、新たな文化や価値観を生み出していくため、市民に日々の暮らしの中で必要な情報を届け、人と活動が豊かに交わる中で、新たな体験価値や事業価値を提供する役割を担うものとする。特に民間による連携サービスの提供を行う活動エリアは、地域交流センターとして住民相互の交流の場となることを目指す。

また、複合施設の理念と目的を共有し、一体的な運営による相乗効果を生み出すために、それぞれの責任者等から構成される会議体（以下、本計画において「運営会議」と呼ぶ。）を組織し、複合施設全体の連携と付加価値を高める役割を担う。

複合施設の管理運営は、効率的かつ柔軟な利用を実現するため指定管理者制度を活用する。

中核となる図書館は行政直営とし、地域交流センターでは指定管理者を中心に多様な民間事業者の参画を促しながら、質の高いサービスを提供する。

本管理運営計画は、構成上は図書館と地域交流センターに分けて述べている部分もあるが、図書館におけるサービス・機能と地域交流センターにおけるサービス（以下「地域交流サービス」という。）・機能が行政と民間の共同運営方式により、物理的な壁や仕切りを極力なくした施設空間において機能融合し、有機的につながる一体的な管理運営を推進することによって、図書館を中核とする複合施設に求められる機能（教育、健康・福祉、産業、アート、まちづくり）を有する新しい公共施設を実現するため、利用者の視点を重視した運営を行う目的で策定するものである。

なお、本計画は、国、県、市の関連計画や社会の変化に応じて見直すものとし、概ね5年の期間を目途に改訂を行う。

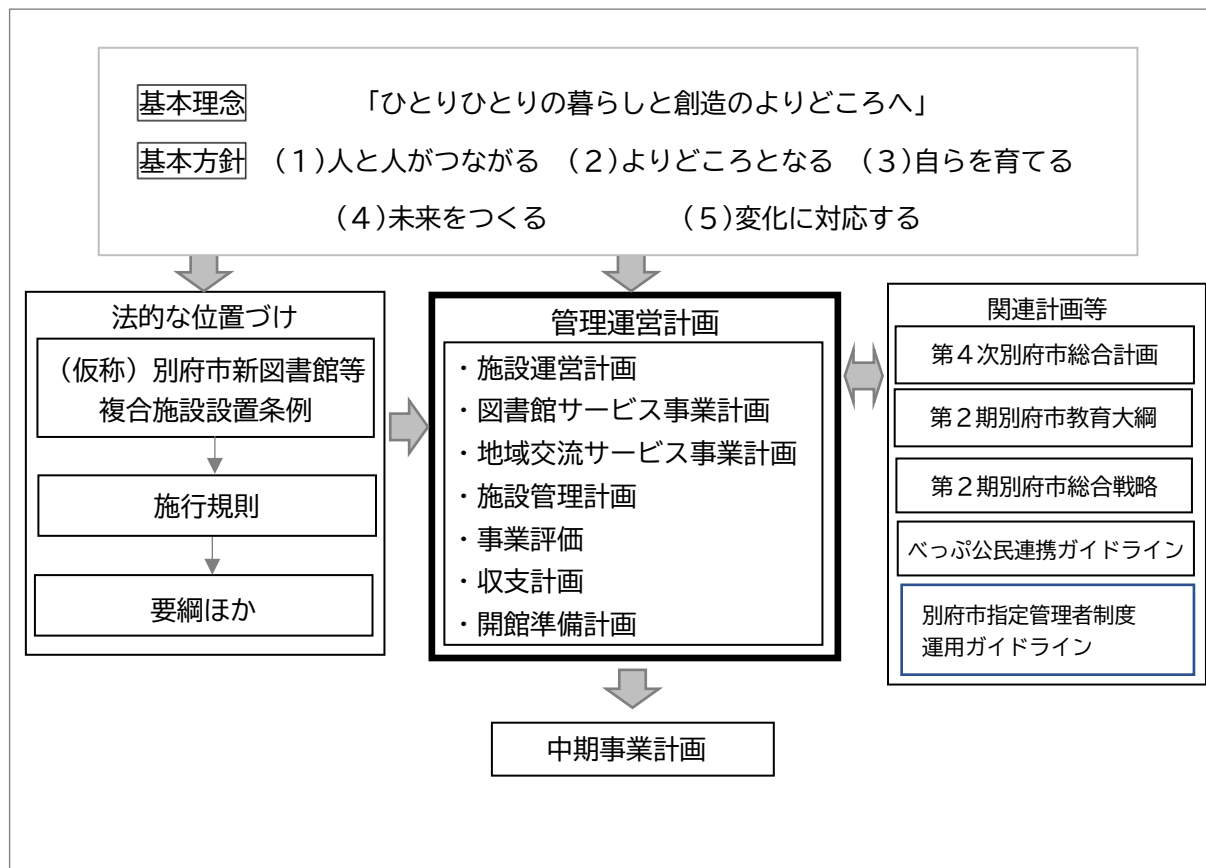
【管理運営体制の枠組み】



2 位置づけ

本センターの基本理念・基本方針、法的な位置づけ及び管理運営計画等との関係性は以下のとおりである。

【複合施設の位置づけ】



第1章 複合施設の設置目的・理念・方針・役割

1 設置目的

新たな文化や価値観を生み出していくため、市民に日々の暮らしの中で必要な情報を豊かに届け、人と活動が豊かに交わる中で、知恵や想像力を育み、地域の課題解決や市民一人ひとりの自己実現に資するため、複合施設を設置する。

2 基本理念

本市は、歴史的に様々な人や出来事を受け入れ、それによる多様性や寛容さは本市の大きな特徴である。今回、新たな歴史を刻む複合施設は、市民にも観光客にも開かれ、その一人ひとりに向き合う場、地域の日常生活や日々の暮らしを支えるよりどころ、さらには一人ひとりの小さな創造にも応えることができる場となり、未来に向けて、問いかけ、実践し続けることを目指し、「ひとりひとりの暮らしと創造のよりどころへ」を基本理念とする。

基本理念：「ひとりひとりの暮らしと創造のよりどころへ」

3 運営の基本方針

本施設が掲げる基本理念を達成するために、地域に暮らす多様な立場の人たちが、共に関わって合いながら、新しい価値を創り出す「地域共創」を運営の柱とする。

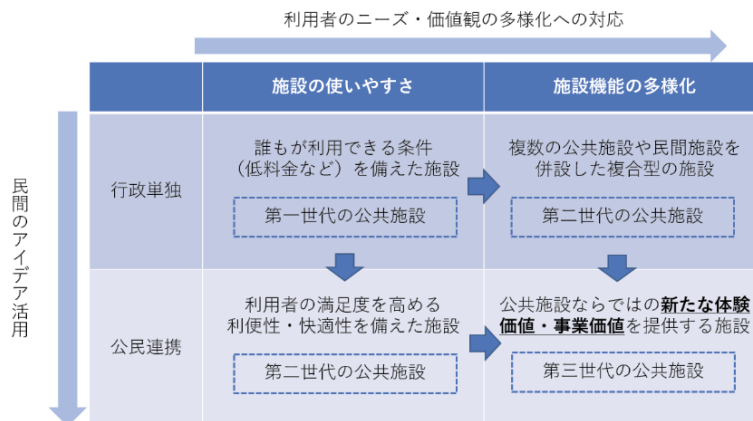
地域共創を柱とする運営とは、一人ひとりが幸せに生きるための居場所（主体的・自律的な活動の場）を提供するとともに、個人の学びと社会的な活動が豊かに交わる中で、一人ひとりの自己実現が地域課題の解決につながるようなサービスの提供を積極的に行うことである。

そのためには、行政が運営する図書館を中核に、多機能が融合し、多様な主体が有機的につながる場づくりを行う。

施設内においては、図書館と地域交流サービスが物理的な壁や仕切りを極力なくした空間において、対話を促し、共創を支援する。

また、地域においては、地域の活動が目指す方向や求める姿にたどり着けるように寄り添い、共に力を合わせる動機やきっかけをつくる。

利用者のニーズや価値観が多様化する社会において、対話によって新たな体験価値や事業価値を「共」に「創」る、「第三世代の公共施設」（出所：三菱総合研究所）として、機能や役割を果たすことを運営の基本方針とするものである。



出所：三菱総合研究所

「理念を実現させるための機能・サービスについての5つの指針」

(1) 人と人がつながる

学校や職場、世代、国籍、障がいの有無に関わらず、幅広い人と出会うことができる機会や場は非常に少ない。図書館は、本や情報、司書を介して、人と人がつながる場になりうる。また、単に情報収集（インプット）するためではなく、自ら情報を発信して自己実現を図るため（アウトプット）の場でもある。図書館は、誰にも開かれた公共空間であり、あらゆる知が集積するからこそ、地域の新たなコミュニティの結節点としての役割を果たす。

(2) よりどころとなる

図書館は、市民が郷土を知り、わがまちを誇りに思う、一人ひとりの心のよりどころとなる。そこで得られる知識や情報は、市民の豊かな暮らしを支える基盤である。これまで図書館に馴染みのなかった市民が、気軽に訪れるサードプレイスとなることにより、地域の隠れた魅力を知るきっかけの場となる。さらに、地域の歴史・伝統文化を未来に継承する場として、市民のよりどころとなる。

(3) 自らを育てる

図書館は、本を読む、情報を得るというインプットだけではなく、知識を得て表現したり、人々と共創したりするためのアウトプットの場である（再掲）。予期せぬ知との出会いや気づきを通して、自身の見識や価値観を広げるセレンディピティ¹を誘発する。潜在的な知的好奇心に働きかける場をつくることで、一人ひとりの知りたい、学びたいという欲求が顕在化し、さらなる知の探究や自分自身の成長に寄与する。

(4) 未来をつくる

図書館は、本市の未来をつくる創造の場にならなければならない。そのためには情報や知識を得るだけではなく、様々な価値観を知り、訪れる人々と課題を共有することが大切である。ともに考え、新しいアイデアを生み出すことができれば、チャレンジやアクションにつながる。それにより、まちの魅力創造や課題解決に貢献する原動力を生む場となる。

(5) 変化に対応する

活字・読書文化や郷土の歴史の収集・保存という図書館本来の役割をしっかりと守りながら、時代の変化に応じて求められる機能やサービスに柔軟に対応していくことが今後重要となってくる。新図書館の使われ方は、多種多様な活動にフレキシブルに対応する。さらに、一日の時間軸においても多層な利用者・活動に合わせて、柔軟に対応する。

¹ セレンディピティ：素敵な偶然に出会ったり、予想外のものを発見すること。

4 役割

複合施設は、基本理念のもと、大きく分けて『教育』、『健康・福祉』、『産業』、『アート』、『まちづくり』の分野において、市民のサードプレイス機能、地域の共創拠点、さらには一人ひとりの自己実現や地域が抱える課題解決を支えるため、次の役割を果たすものとする。

(1) 教育における複合施設の役割

学校、職場、家庭以外の第3の居場所として、多世代に対して多様な学びの場を提供する。図書館と地域交流センターの共創空間において、主体的、対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を推進し、世代や属性を超えて個人の学びと社会活動の好循環を実現する。

(2) 健康・福祉における複合施設の役割

健康に市民生活を送るための情報提供や活動支援の場となる。特に、本市では医療・福祉に従事する人の割合が高いことが特徴の一つに挙げられることから、情報提供を通じてエッセンシャルワーカーのスキルアップや自己啓発に貢献する。

さらには、高齢者、障がい者及び子育て世代など社会全体で支えるべき人たちの生活を支え、多様な活動ができるように支援する。

(3) 産業における複合施設の役割

本市は、行政・大学等を中心とした起業創業を目指す人材の育成、産官学による別府ツーリズムバレー構想²など、新たな事業の創造にも力を入れている。このような地域の強みを生かす産業支援や、アイデアやプロジェクトなど多様なビジネスの発掘、さらには情報交換やアイデアを発表できる起業創業支援の場として、新たな産業を生み出す原動力となる。

(4) アートにおける複合施設の役割

アートや文化振興に関わる市民活動団体や隣接する別府市美術館との連携により、市民による芸術文化活動を支援し、本市における芸術文化の振興に資する。

(5) まちづくりにおける複合施設の役割

まちの将来像を描く政策形成の場であり、関係機関や行政各部門の政策を体現するまちづくりの実践の場となる。

地域・郷土資料の収集・保存・活用を通して、市民が資料から別府の歴史や地域を知り、価値を再認識することによって、シビックプライド³を醸成し、まちの将来像を描く動機やきっかけをつくる。

² 別府ツーリズムバレー構想：本市の基幹産業である観光産業を中心に、世界中から様々な人財、ビジネス、資金、知識、情報が集まり、相互に交わることにより常に観光ビジネスにイノベーションを起こし、国内外の観光ビジネスのイノベーション拠点となり、「儲かる別府」の実現を目指す。

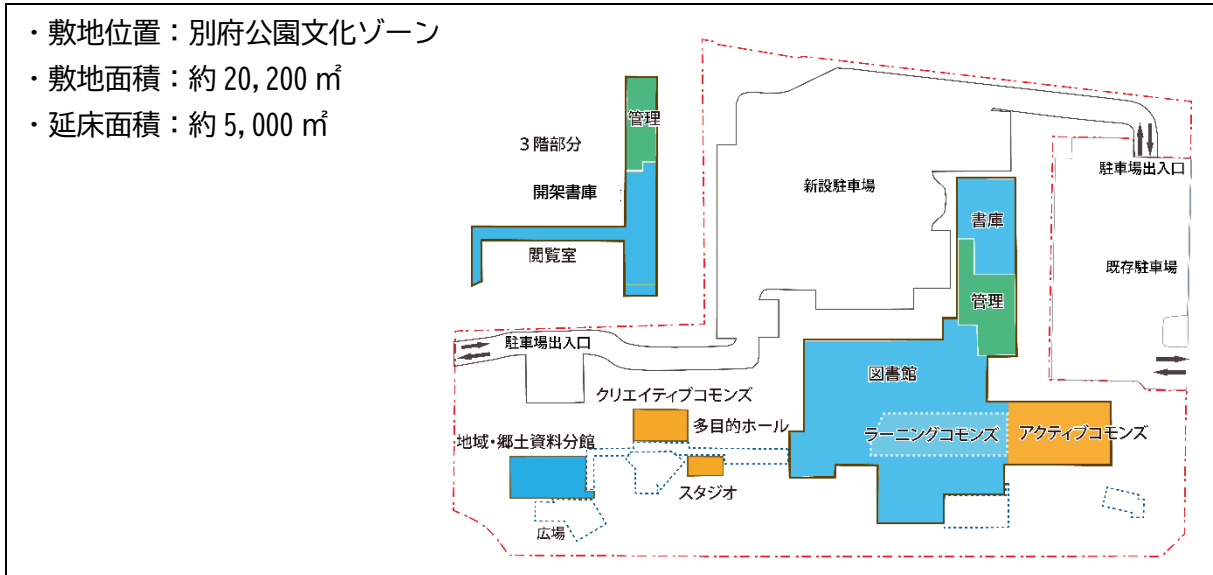
³ シビックプライド：地域住民一人一人が地域に属するアイデンティティや地域への愛着を持ってまちづくりに取り組む責任感。

第2章 施設の概要

1 敷地・建物の概要

【施設概要】

- ・敷地位置：別府公園文化ゾーン
- ・敷地面積：約 20,200 m²
- ・延床面積：約 5,000 m²



2 施設機能

複合施設は、知の集積の場である図書館を中核として、誰もが気軽に立ち寄れる出会いと交流の居場所「アクティブcommons」、学びを深め成長を支える居場所「ラーニングcommons」、多様性と自発的な活動を創り出す居場所「クリエイティブcommons」の3つのcommonsを有する。

「図書館」＝ 知の集積の場

- ・市民の生活をより豊かにする新たな知識、新たな文化や価値観を生み出していくための場であり、複合施設の中核である。

「アクティブcommons」＝ 誰もが気軽に立ち寄れる出会いと交流の居場所

- ・誰もが気軽に立ち寄り、新たな出会いや発見があったり、世代や特性を超えた多様な交流を深めたりすることができる地域交流の場。

「ラーニングcommons」＝ 学びを深め成長を支える居場所

- ・図書館が有する資料や情報に容易にアクセスができる場。個人の学びを深めることができ、多様な立場の人と共に関わり合いながら、新しい価値を創り出すこともできる知の創造活動のよりどころである。

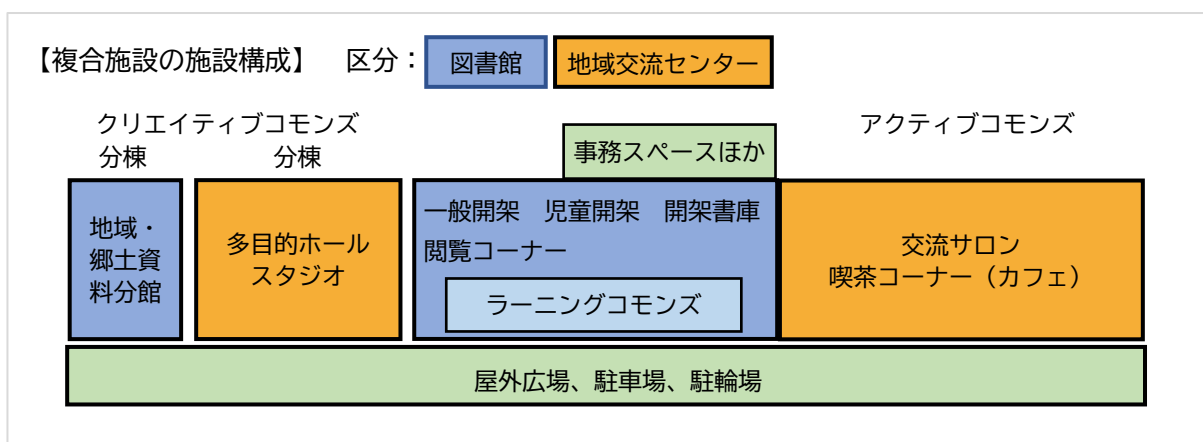
「クリエイティブcommons」＝ 多様性と自発的な活動を創り出す居場所

- ・個人、企業、団体などの様々な活動が行われ、活動成果の発信、新たな繋がりや異分野間の連携事業が展開される場。公民連携等様々な主体によるクリエイティブな活動が展開され、それを体験することができる。

3 施設構成

複合施設の施設構成は、以下のとおりである。

図書館	一般開架、児童開架、開架書庫、閲覧コーナー、閉架書庫、ラーニングcommons、地域・郷土資料分館
地域交流センター	多目的ホール、スタジオ、交流サロン、喫茶コーナー（カフェ）
共用部分	事務スペース、屋外広場、駐車場、駐輪場



【参考】複合施設事業の3 commons空間における展開事例

	クリエイティブcommons 創造と協働の場	ラーニングcommons 学びを深化させる場	アクティブcommons 多様な地域交流の場
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・大学との連携講座 ・親子ワークショップ ・生涯学習プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・好奇心育成プログラム ・不登校児童生徒の居場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・各世代の学びの場の発信 ・市民活動、イベント、各種講座等の情報発信
健康福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の健康増進教室 ・医療福祉機関の出前講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、健康・福祉の学習活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・健康づくり書籍展示 ・健康講座等の情報発信
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・起業創業支援セミナー ・就職支援セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手起業レクチャー ・起業創業図書コーナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチング相談 ・チャレンジショップ
アート	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アート創作体験講座 ・展示会、作家講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・アート作品特設コーナー ・作品解説イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸文イベント情報発信 ・アート作品の展示販売
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自由大学、高齢者大学 ・ボランティア育成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の場 ・まちづくりワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動の発信 ・地域製品の展示販売

第3章 施設運営計画

1 基本的な考え方

複合施設は、図書館と地域交流センターの2つの施設を公民が共同運営することにより、相乗効果を生み出し、知識や人との出会いが生まれ、地域課題の解決や市民一人ひとりの自己実現の場となる有機的、一体的な管理運営を目指している。

そのため、他の施設や機関及び多様な民間事業者と連携した幅広い事業展開や、利用者の視点を重視した運営、高い専門性、責任及び権限を持つ組織による長期的な視点での安定的かつ継続的な施設運営体制を構築する。

市の直営である図書館におけるサービスを中核として、民間事業者による多様なサービスを提供する地域交流サービスとの連携を促す。そのため、両サービスを効果的に総合調整する運営会議を設置し、施設の運営統括を行う。

2 地域共創

図書館サービスでは、一人ひとりの自己実現を支援するために、資料と情報を提供する。さらに、市民の交流や活動を支えるために、機会と場を提供する。

地域交流サービスでは、市民の知の欲求を湧き起こすイベントや地域の課題発見の場づくり、また課題解決のために、多様な人々が関わることができる仕掛けづくりなどに取り組む。

両サービスがそれぞれの役割を果たし、融合することによって地域共創を推進する。

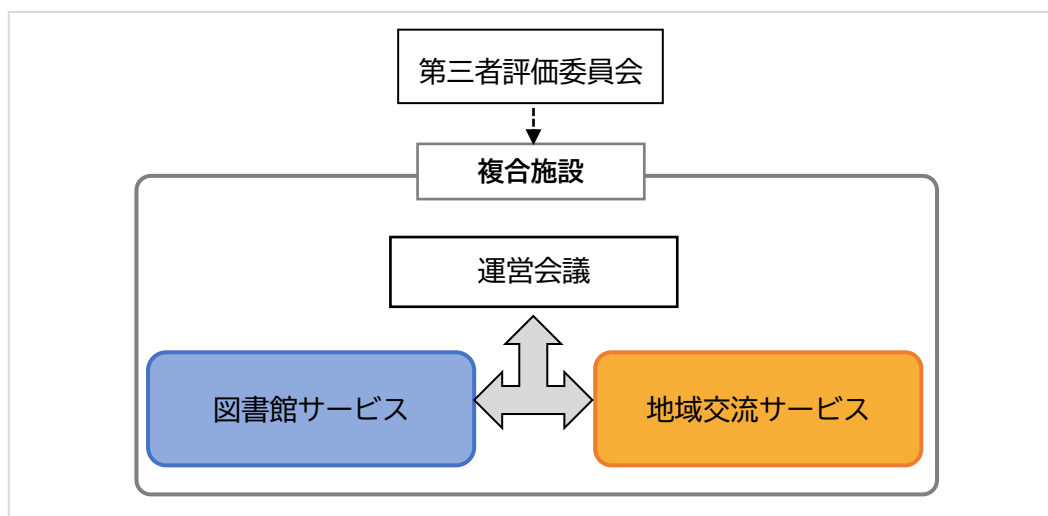
これらのサービスを提供することによって、市民は、個人や団体がつながるための対話や、公民の連携、ボランティア活動等に主体的に参加し、目標や理想を実現するきっかけを得ることができる。

3 施設運営体制

複合施設の運営は、図書館サービスと地域交流サービスの2つのサービス部門を連携させ、共同運営を実現するため、運営会議による組織運営体制とする。

また、複合施設の運営を評価し、事業展開の助言などを行う「第三者評価委員会」を設置する。

【複合施設の運営体制】



(1) 図書館サービス

- ・複合施設の中核をなす施設であることを踏まえて、図書館の利用者層拡充と、市民の興味関心や地域課題へ適切にアプローチするサービスの提供を行う。
- ・地域・郷土資料分館は、温泉に関する資料を中心に、歴史的価値のある資料を収集・保存・活用する体制を構築し、市民との協働を推進する。
- ・ラーニングコモンズでは、地域交流サービスと連携し、融合することによって市民の交流や活動を支える機会と場を提供する。

(2) 地域交流サービス

- ・地域住民の交流や市民活動を支援する場として、指定管理者は多様な民間事業者の参画を促し、民間のノウハウを生かした柔軟かつ質の高いサービスを提供する。
- ・指定管理者は、民間事業者が持つ市民・企業・団体などのネットワークを活用し、様々な公民連携事業や地域連携事業を推進する。
- ・図書館サービスとの連携によるイベントや事業を積極的に展開し、相乗効果による複合施設の利用促進に努める。

(3) 運営会議

- ・図書館サービスと地域交流サービスの2つのサービス部門が連携し、共同運営を実現するために、複合施設の設置者とサービス提供の責任者で構成される運営会議を設置する。
- ・施設の理念と目的に沿った一体的な相乗効果を生み出すために、複合施設全体の事業の調整を行う。
- ・複合施設の管理運営を調整する会議を定期的で開催する。
- ・各サービスの事業計画及びリスク分担の調整を図り、中期的な視点で年度ごとの複合施設の管理運営方針及び事業計画を策定する。
- ・各サービスにおける事業の進捗状況を把握し、複合施設におけるサービス連携による管理運営の評価を定期的に行う。
- ・運営会議に関する庶務業務は、地域交流センターの業務とする。

(4) 第三者評価委員会

- ・複合施設の理念や目的に沿った運営事業を客観的に評価し、必要な助言などを行うため、第三者による評価を行う。
- ・専門知識を有する外部有識者等で構成し、あらかじめ定めた評価項目に基づき、複合施設及び各サービスのモニタリングの評価及び助言を行う。

4 情報発信

(1) 基本的な考え方

複合施設の情報発信は、多様な利用者に向けて利用拡大を図るとともに、複合施設や周辺地域、本市の魅力を伝えるなど、包括的な情報発信を行う。

なお、幅広く多様な利用者に対して分け隔てなく情報が届くように配慮する。

(2) 情報発信

複合施設は、本市及び周辺施設の広報媒体と連携し、ホームページやSNS等を活用した情報発信や日々の情報更新を行う。

① 複合施設に関する情報発信

複合施設の合同での事業や図書館サービス、地域交流サービスの各サービスの概要、実施事業、市民活動やイベント等に関する情報を発信する。

② 地域の情報発信

複合施設事業と関連のある地域の魅力ある物産や食材、市内で行われる芸術文化や市民活動、イベント等に関する情報を発信する。

観光エリアにおける店舗、施設、イベント等の情報を発信する。

③ 周辺施設の情報発信

別府市役所、別府市美術館、ビーコンプラザ等周辺施設の情報を発信する。

第4章 図書館サービス事業計画

1 基本的な考え方

(1) 計画策定目的

施設の基本理念及び基本方針を実現するため、図書館サービス事業計画を定める。

図書館運営にあたっては、複合施設の中核をなす施設であることを踏まえて地域交流センターとの協働を進めるとともに、図書館の利用者層拡充と市民の興味関心や社会的重要課題へ適切にアプローチするサービスの提供を目指す。

(2) 目指すべき方向性

基本計画の基本理念及び基本方針を継承しつつ、複合施設の運営基本方針である「地域共創」の考えを柱に、図書館機能の基本姿勢と目指すべき方向性を以下のとおり再整理する。

① 基本姿勢

- ・別府市の図書館は一人ひとりの「今」を大切にします
～市民がだれでも、どこでも、なんでも利用できる図書館～
- ・別府市の図書館は一人ひとりの「未来」を支え、生き方を応援します
～一人ひとりの自己実現を助ける図書館～

② 目指すべき方向性

- ・学びたいことを学び、知りたいことを知ることができる図書館
- ・一人ひとりの居場所のある図書館
- ・人と本、人と人との出会いと活動の場をつくる図書館
- ・変動する社会の状況に対応し、明日を共に創る図書館
- ・別府の過去と現在を保存し、未来を考え、未来を拓くための図書館

(3) 方策

上記の実現に向けて、図書館では、資料を整備し、一人ひとりに資料・情報を届けるサービスを展開する。一方、多様な立場の人たちが集まる場を整備し、対話しながら新しい価値を共に創り上げていく活動を支援する。

地域・郷土資料分館では、地域文化の再発見を促し、市民同士の交流と地域への愛着を育み、新たな地域文化の創造を支える。

2 資料整備

(1) 収集方針

本図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示された精神に基づき、市民の「知る権利」を保障する機関として媒体を問わず広く資料を収集する。

収集の詳細については、「別府市立図書館資料収集方針」、「別府市立図書館資料選定基準」にて別途定める。

収集する資料の検討については、市立図書館の司書を含む図書館職員の合議に基づいて行うものとする。この検討を受け、図書館長が決定する。

① 一般書

市民の暮らしや学習、仕事、レクリエーションなど生涯学習や読書活動の基盤となる資料を全分野にわたり、入門的なものから専門的なものまで可能な限り幅広く収集する。また、ビジネス関連資料、医療や福祉関連資料等市民の自己啓発や課題解決に資する資料の充実を図る。

そのほか、辞書や統計、年鑑、要覧等市民の調査研究に役立つ資料を各分野にわたって体系的に収集する。

② 児童書

乳幼児をはじめとするすべての子どもが読書の楽しみを発見するとともに知りたいことや調べたいことの情報を得ることができるよう発達段階に応じた各分野の資料を収集する。

子どもたちの学習に対応するため、学校図書館とも連携して各分野の資料を効果的に収集する。そのほか、子どもと本を結ぶ活動をしているボランティア、保護者、教員、保育士など子どもに携わる人にとって役に立つ各種資料を収集する。

③ ティーンズ資料（ヤングアダルト資料）

中学生、高校生世代を対象に教養、趣味、娯楽など関心の高い資料を収集する。また、進路選択の参考となるものや学習を深めるための資料についても収集する。

④ 地域資料、郷土資料

本市及び近隣自治体、大分県に関する資料及び温泉に関する資料を収集する。本市の歴史、自然、文化、風土、市民活動資料や本市にゆかりのある人の著作を積極的に収集する。

さらに、地域・郷土資料分館においては、訪れる人が別府温泉を総合的かつ相対的に把握できる資料群を構築するため、パンフレットや地図等書籍以外の形態のものや、一般資料では収集対象外のものも含め幅広く収集する。

⑤ 多文化資料（外国語資料）

民族的、言語的、文化的な多様性を持つ市民に対して、母語を考慮した資料や外国の言語や文化に関する知識を得ることができる資料などを収集する。

⑥ バリアフリー資料

障がいの状況に応じたサービスを行うために、大活字本、点字資料、録音図書、デジタイズ図書、LLブック（やさしく読める本）、布の絵本等の資料についても可能な限り収集する。

⑦ 視聴覚資料

幼児から高齢者まで、幅広い年齢層の市民が利用できる趣味、教養、レクレーションなどの資料を中心に収集する。

⑧ 新聞

主要全国紙及び地方紙、地域新聞の他、外国語の新聞や子ども向けの新聞も収集する。本市を中心とした地域で発行されるミニコミ紙や地域の団体や自治体が発行するものも収集する。

⑨ 雑誌

様々な世代の要望に応えるために、国内発行の雑誌を中心に多様な観点に立ち、政治・経済・文化・思想等幅広い分野の雑誌を収集する。そのほか、本市に本拠地を置き活動する団体等が発行する雑誌についても収集する。また、子ども向けの雑誌についても収集する。

⑩ 電子資料(オンラインデータベースを含む)

館内において、調べたい内容により的確にアクセスできるようにするため、オンラインデータベースを導入する。

来館できない利用者や紙資料へのアクセスに課題を有する人も、それぞれに合った方法で読書を楽しむことができるように、電子書籍の導入を行う。

⑪ その他

上記以外に技術の進歩による新しい形態の資料については、その普及度・利便性・継続性を考慮し、収集対象に加えるものとする。

(2) 蔵書計画

図書館の最大収容冊数は約 32 万冊とする。開館時の蔵書冊数については、約 20 万冊とし、継続的な蔵書の充実を図るとともに除籍も計画的に進めていく。開館後については開架冊数の 1/6 にあたる 2 万冊～2.5 万冊の継続的購入を目指す。

(3) 収集する資料の保存と除籍について

資料の保存については、別府市及び温泉に関する地域資料のほか、歴史的価値があるもの、類書が少ない又は絶版などの理由で特に保存の必要がある資料その他各分野における基礎的な資料、調査研究に有用な資料を中心に保存する。新聞、雑誌については、保存年限を別途定める。

各資料については、資料の性質に応じて最適な環境での保存を行う。また、地域資料のうち、希少かつ利活用が見込まれるものは、原本の利用による負荷を軽減するとともに、利用可能性を高めるため、順次デジタル化を行う。

常に質の高い新鮮な資料構成を維持するための資料の更新を行い、資料を適切に市民の利用に供するために除籍を行う。資料の除籍及び廃棄の基準については、別府市図書館管理規則（昭和46年教育委員会規則第7号）の規定に基づき、別に定める。

3 一人ひとりへのサービス

地域共創の原動力となる一人ひとりの自己実現を支援するために、資料と情報を提供する。すべての市民の知る自由を守るために、だれでも、どこでも図書館のサービスが利用できる環境を整備する。

(1) 資料・情報提供

図書館サービスの基本は住民が求める資料や情報を提供することである。そのために、以下のサービスを日常の活動として行い、図書館に寄せる期待や信頼に応えていく。

① 貸出、閲覧、リクエスト

機器の導入により一部、非対面によるサービスを行うほか、さらにカウンターに職員が常駐し、問合せ、利用登録等の各種手続き、他の公共図書館からの借用資料の受渡し、予約、リクエストの受付などを行う。

一人ひとりの利用者と適切な資料を結びつけるために積極的にフロアワーク⁴を行う。

市民の生涯学習を支え、幅広い要望に応えられるように、資料の充実を図るとともに、自館が所蔵していない資料は、県内外の図書館ネットワークを活用して提供する。

② レファレンス（調べもの相談）

市民からの日常生活上の疑問や相談に対して回答や解決のための資料及び情報の提供を行う。

自館の所蔵資料では適切な回答ができない場合、県立図書館や、県内外の図書館関係組織や国立国会図書館などと連携・協力し、調査を行う。そのほか、回答提供が可能な他の図書館や専門機関、専門家を紹介するレフェラルサービス（外部紹介）を行う。

レファレンスについてはカウンター受付のほか、電話・文書・FAX・電子メール等でも受付可能とする。

③ 相互貸借

高度化・多様化する資料要求やレファレンスにより必要とする資料が自館の所蔵資料で対応できない場合、県立図書館をはじめとする県内図書館や、県外の図書館関係組織や国立国会図書館などとの相互協力関係により資料提供を行う。

(2) 対象別サービス

市民の様々な情報欲求に即し、それぞれの特性に適したサービスを行うため、対象別サービスを行う。

⁴ フロアワーク：カウンター以外のサービスフロアで行われる利用者サービスの総称。意図的、計画的に職員が館内を巡回し、利用者との接触機会を増やす。

① 児童サービス

子どもたちが読書の楽しみを知り、個々の興味や関心事を調べることができるようにするため幅広い資料を提供する。また、特別なニーズをもつ子どもたちについても本の世界に親しむことができる資料や環境を整える。

子どもに関わる大人（保護者、学校司書、教員、ボランティアなど）に対して情報を提供したり、相談に応じたりする仕組みや市内の子育て支援施設や地域との連携ができる体制を構築する。

市内の園、学校の図書館訪問の受け入れの際に図書館利用案内やおはなし会を開催する。また、学校や児童館、放課後児童クラブなど子どもが利用する施設に対し団体貸出などの読書支援を行う。

学校図書館の活動をより推進させていくために授業に役立つ資料や教職員のスキルアップのための資料を提供する。

② ティーンズ向けサービス

中学生、高校生世代の興味や関心、学習などに対する情報要求に即した資料提供を行う。そのほか、資料や機器を使った学習や活動の場の提供を行う。

新しいジャンルやニューメディアなど、ティーンズ世代を取り巻く状況についても情報収集をしながらサービスに生かす。

市内の各学校図書館や大学図書館との連携により、読書推進につながるイベントや資料展示などを実施する。

③ 成人・現役世代へのサービス

日常生活に関わる事柄から地域が抱える課題、さらには社会の変化に応じて顕著になる社会課題に対して、解決や調査研究に役立つ資料、情報の提供とあわせ、各種講座の開催による学習の機会を提供する。

④ ビジネス支援

起業・創業の他、仕事でのスキルアップ、資格取得などの仕事に役立つ資料や情報を提供する。

関係部署や商工会議所、NPO その他関係機関との連携を進め、各種啓発事業ほか、創業やビジネスに関心がある市民、事業経営者を対象とした情報提供や関連イベント等を開催する。

⑤ 高齢者サービス

高齢者が気軽に立ち寄って、読書をしたり、情報を得たり老後の趣味や研究などライフワークを楽しむ人の生きがいの場となるように支援するとともに、高齢者自身の経験や知識を生かすことができるプログラムを開催し、世代を超えた交流ができる場の提供に努める。

加齢による身体的機能の低下や心の不調など高齢者特有の状況に応じたサービスを提供する。

⑥ 障がい者サービス

図書館利用に何らかの障がいがある利用者に対して、その人に合った形で資料、情報を提供する。また、来館利用の際、障がいの特性により個室での利用が必要な場合や対面朗読などについては読書支援室を提供する。

⑦ 多文化サービス

民族的、言語的、文化的少数者に対し、知る自由、読む権利、学ぶ権利を保障するため資料・情報の提供を行う。

暮らしの中で必要となる資料・情報については、関係部署や関係機関と連携してサービスの充実に努める。

(3) アウトリーチサービス⁵

対象別サービスを補完・強化するものとして、サービスを楽しんでいない対象者のもとへ必要とする資料・情報を届けるアウトリーチサービスを行う。各施設、各機関と連携・協力しながら、対象者や施設の特性に合わせて、団体貸出を始めとした多様な手法で効果的な提供を行う。

(4) 利用機会の拡充

すべての市民の日常生活の中に図書館サービスが身近にある環境を実現するために、アプローチの範囲や方法を広げ、利用の機会を拡充していく。

① 全域サービス⁶

対象者の特性に合わせて資料・情報を届けるアウトリーチサービスを行う一方、市内のどの地域に住んでいてもサービスが受けられる環境づくりを進めるため、移動図書館の効率的、効果的な運行や既存の社会資源を生かしたサービスポイントの設置などについて検討する。さらに ICT を活用したサービスについても調査、研究を行う。

図書館への来館が困難な利用者には、資料の宅配や送迎など幅広い手段による図書館利用も検討する。これらのサービスを提供するため、関係機関や関係部署が提供しているサービスとの連携、配送・送迎のボランティア育成などサービス提供の仕組みについても調査、研究する。

② オンラインサービス

時間的・地理的制約なく利用できる「地域の情報ポータルサイト」を目指して、資料の検索や図書館情報の発信に加えて、電子書籍の貸出サービス、関連機関のウェブサイトへのリンクなど、図書館ウェブサイト上で多様な情報源を案内する。

館内においては、各種オンラインデータベースを整備するとともに、デジタル資料の利用に関する学習機会を提供する。

さらには所蔵資料のコピーをメール等で利用者に提供できる図書館等公衆送信サービスの実施についても調査、研究を行う。

⁵ アウトリーチサービス：何らかの理由で図書館サービスを楽しんでいない潜在的利用者へ図書館側から図書館サービスを働きかける活動

⁶ 全域サービス：移動図書館や配本などによって、図書館サービスの空白地域をなくしていく活動

(5) 各種機関との連携・協力

利用者に役立つ適切なサービスを提供するため、またアウトリーチサービス及び全域サービスを推進するために地域の各種機関や各種図書館との連携を行う。

① 教育現場

教育現場の読書環境を支援するために、また、子どもたちの身近に本がある環境を整えるために団体貸出などの拡充を進める。そのほか、学校図書館の運営支援を強化するために職員に対する研修、助言、情報共有を行うとともに、資料、情報のネットワーク化のための手法を検討する。

② 各種図書館

高度化・多様化する利用者の要求に対応するため、お互いの資料や情報等の資源を相互利用することによりサービス向上に努める。また、サービスを進める中で課題となる資料保存、データベースの維持などのため、県内や近隣の図書館と協力組織を構築するなど先進地の事例等も研究する。

③ その他

市内の各施設や関係部署と連携し、資料、情報の提供を行う。地域の多様な団体や機関に対し、図書館の機能の理解促進を図り、連携を拡充する。

4 活動を支えるサービス

前項で述べた一人ひとりへのサービスに加えて、地域共創の推進力となる市民の交流や活動を支えるために、地域交流センターと機能を融合し、個人の自己実現が社会的な活動へとつながる機会を提供するとともに、対話によって、新しい価値を共に創り上げていく場を整備する。

(1) 市民活動の支援

コモンズ全体を活用し、市民の「見たい、聞きたい、知りたい」に応える各種講座、文化教養の向上に資するイベントに加えて、対話を基本とした課題解決支援型の講座などを実施する。さらに、グループ・団体の活動を継続・発展させていくために、必要な情報や人の紹介、イベントや研修会開催の支援を行う。

(2) 活動の場の提供

ラーニングコモンズでは、個人の読書や調査研究とグループの多様な活動が同時に行われ、プライバシーを確保しつつ、相互に刺激し合う、融合的な居場所を提供する。そのために、仕切りをなくし、可動式の机いすや活動に役立つ設備・機器を備え、自由な発想で「知」を共有できる創造的な空間として運用する。

5 地域・郷土資料分館

地域・郷土資料分館は、資料の収集・保存・活用を通して、地域の魅力や価値を再発見し、次世代へ継承していく役割を持つ。

さらには、温泉を主な観光資源として栄えてきた本市の地域文化の成り立ちとその特色を発信し、市民同士の交流と地域への愛着を育む事業を展開することによって、新たな地域文化の創造、さらには別府温泉のブランド力向上に寄与する。

(1) 資料収集

地域文化の成り立ちや特色を理解する資料として、前掲（P12-④）の資料のなかでも特に、別府が日本最大の温泉町へと発展した明治中期から昭和初期にかけての資料「別府温泉近代発展史」を特別コレクションとして重点的に収集する。

(2) 展示活動

地域の歴史を後世につなげる取組を目に見える形で進めていくため、保存環境に配慮しながら資料を収蔵展示する。

一方、映像やデジタルサイネージを活用し、市民も観光客も新たな発見を得る魅力ある展示や情報発信を行う。

(3) 調査研究支援

実物の資料を閲覧利用できる研究ブースの提供によって、別府温泉に関する専門的かつ学術的な調査研究を支援する。

(4) 体験・交流型事業

地域文化の再発見を通して、市民同士の交流と地域への愛着を育むため、イベントやワークショップなどを実施する。

(5) デジタルアーカイブ

資料をデジタル化し、デジタルアーカイブとして一般に公開することによって、地域・郷土資料の利活用を促進する。

「別府学」⁷と連携した学習支援や市民との協働によるコンテンツ作成など、新たな地域文化の創造を促す取り組みを行う。

⁷ 別府学：市内の小中学生が、別府市の歴史、温泉、観光、伝統文化や先人の功績を学び、別府に対する誇りと愛着及び自らまちづくりを担う心を育むことを目的とする学習

6 図書館運営計画

(1) 運営形態

① 業務内容

	業務内容
図書館長	業務統括
総務的業務	財務、庶務、研修、対外調整、施設・設備管理
奉仕業務	貸出・資料案内、レファレンス、図書館間の相互協力 対象別サービス、アウトリーチサービス、全域サービス 学校図書館・各機関・団体との連携、市民との協働 事業計画、情報発信と管理
管理業務	選書、発注、受入、蔵書構成、除籍、書庫機能管理 地域郷土資料の収集・整理、デジタルアーカイブの管理

② 研修

利用者へよりよい図書館サービスを提供していくためには、図書館業務に関する知識や経験を蓄積していくことと併せて、最新の知識や技術を学び、かつて学んだ知識を更新していくことが必要である。国・県及び図書館関係団体などが開催する専門分野や経験年数等に応じた研修の積極的な活用と外部及び内部講師による内部研修、他館への視察研修などにより、図書館職員の知識や技術及び市民への対応の能力を身につけるような機会をもつ。

また、図書館業務に関する内容以外についても、地域で開催される各種催しや会合なども含め、図書館職員として能力を高めるため、すべての職員が幅広い研修機会を得ることができるように努める。

③ 広報活動

図書館の役割や方針、利用方法等を広く周知し、図書館が市民の身近な施設となるよう、積極的に情報発信を行う。発信については、ホームページ、SNS、デジタルサイネージなどを活用し、効果的な情報発信を工夫する。

④ 市民参画

「地域共創」の考えのもと、市民と共に成長し、市民から信頼される関係性を築くことに努める。ボランティア活動の充実発展を目指して日常の交流や意見交換など対話する場をもつとともに、活動に必要な知識について学び深める機会を設ける。

⑤ アウトソーシング

図書館におけるシステム構築及び各種機器類など専門的な技術が必要な業務は、外部委託するものとする。

(2) 施設管理

① 予約可能な施設の利用方法

グループ室、読書支援室及び地域・郷土資料分館の研究ブースは、予約による使用も可能とする。ただし、グループ室及び読書支援室については、個人又はグループ、市民団体などが図書館と連携して実施する図書館支援活動や読書推進活動に関わる活動内容に限り、地域・郷土資料分館の研究ブースについては、調査研究での利用に限るものとする。

② 情報インフラ

・ IC タグ等

利用者の利便性向上及び業務の効率化のため IC タグその他デジタル最新技術の導入に努める。

・ 公衆無線 LAN(Wi-Fi)

館内に誰でも無料で利用できる Wi-Fi 環境を整備する。

・ インターネット端末の設置

館内にインターネット端末を複数台設置し、インターネット、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス、各種オンラインデータベースを提供する。

・ 電子機器の貸出

ノート PC 及びタブレット端末の館内貸出サービスを行う。

③ 電子機器の使用

図書館エリアと地域・郷土資料分館については、周りの利用者へ配慮して利用することとし、その利用基準は別途定める。

(3) 危機管理

施設全体の危機管理、安全管理に準じる。

第5章 地域交流サービス事業計画

1 基本的な考え方

本章では、複合施設が時代や環境の変化に対応する創造的な場となり、創発⁸を生み出す場となるため、中長期的視点での地域交流サービスの事業計画について述べる。

図書館サービスによる新たな情報・資料サービスと融合し、人と人、人と情報の出会い、「対話」、「活動」を醸成するコミュニケーションの形成、人材や産業とつなぎ、人材育成や産業創造、まちづくりに寄与するサービスなど、地域共創を柱にサービス提供を行うものである。

2 業務内容

複合施設の管理運営を総合調整する運営会議の庶務業務、3つのコモンズにおける連携事業の企画運営、施設利用の受付、施設の貸付、広報、施設維持管理業務を行う。

そのために、業務に必要な人材と人員を配置するものとする。

(1) 総務管理業務

- ・運営会議の庶務業務
- ・複合施設の総合窓口、市民サポーター登録、情報管理
- ・複合施設事業及び指定管理業務の進捗管理、成果管理
- ・第三者評価委員会の庶務業務

(2) 企画運営業務

- ・図書館サービスとの連携による地域共創の活動を創出する複合施設事業の企画運営
- ・各コモンズでの連携事業の企画運営
- ・多様な出会いや対話のイベント・展示による情報発信の企画・実施

(3) 施設利用受付業務

- ・多目的ホール、スタジオ、屋外広場等の占有利用及びオープンスペースであるコモンズの利用申請の受付、利用者管理
- ・地域交流センターの備品の管理

(4) 運営業務

- ・喫茶コーナー（カフェ）の運営又は貸出
- ・物品販売等の運営又は物品販売エリアの貸出

(5) 広報業務

- ・複合施設広報誌等の広報媒体の制作業務
- ・広報媒体の維持管理
- ・複合施設のホームページの制作運営、図書館HPとの相互リンク
- ・複合施設に関する情報発信の他、地域の情報収集・発信、周辺施設の情報収集・発信
※図書館利用登録者などの独自情報の管理は、図書館サービスの業務において行う。

⁸ 創発：適切にコミュニケーションを行うことにより個々人の能力を超える創造的な成果を生み出すこと。

(6) 施設管理業務

- ・「第6章施設管理計画 4 維持管理」を参照

3 事業方針

複合施設の役割を踏まえ、地域交流サービスの事業方針を示す。これらの事業を3つのコモンズを活用し、図書館サービスや市民、企業、学校等と連携しながら実施していくものとする。

(1) 教育事業

① 第3の居場所づくり

- ・図書館サービスと連携し、学校ではできない子どもの学びの場、不登校児童生徒の学習支援、好奇心育成プログラム等を実施する。
- ・生涯学習プログラムの提供など、地域活動や社会活動に参加する動機やきっかけを作る。

② 多様な学びの場づくり

- ・大学、企業、関係団体などと連携し、学外教育の場として、サイエンス講座や地域課題解決講座などを企画開催する。
- ・親と子の学びの場、青少年世代の学びのプログラムや高齢世代向けの生涯学習プログラムの提供など、多世代への学びの機会を提供する。
- ・子どもたちの職場体験、インターンシップの受入れ等、人材育成の場として学校との連携に取り組む。

③ 教育研究の実践の場づくり

- ・大学との連携は、市内にある大学及び大学関係機関と行政の連携を前提とし、大学教育研究実践の場として複合施設の活用を勧める。
- ・アクティブラーニングの人材育成や幼児学童教育の研修等、教育研究のためのフィールドとしての活用を支援する。

(2) 健康・福祉事業

① 医療、福祉産業の支援

- ・医療、福祉産業に従事する利用者のスキルアップや資格取得を支える。

② 関連情報及び参画機会の提供

- ・図書館サービスとの連携による健康・福祉の情報、書籍・資料を活用し、市民の学習活動や健康増進活動を支援する。
- ・図書館サービスとの連携により、高齢者、障がい者、子育て世代等に向けて、健康・福祉に関わる情報を提供し、健康づくりを支援する。
- ・医療施設や福祉施設と連携して健康・福祉に関する講座やイベントを開催するとともに、市民の健康の維持・向上のために情報コーナーなどを設置して情報収集を支援する。

(3) 産業事業

① 地域産業人材の育成

- ・ 学生向けの地域企業の紹介（求人支援）、起業・創業のためのセミナー開催等、企業人材の育成を支援する。

② 新たな事業創造

- ・ 関係機関や専門家と連携し、セミナーや相談会等、事業創造人材の発掘やその活動を支援する。
- ・ 企業サービスの紹介、サービスの実体験、商品の体験等、企業PRの場を提供する。

③ 新たな産業を生み出す原動力

- ・ 多様なビジネスアイデアやプロジェクトの発掘、チャレンジを支援する。
- ・ 起業をサポートするため、交流会やビジネスマッチング等、新産業創出支援の機会を提供する。

(4) アート事業

① 芸術文化活動の支援

- ・ 文化施設や美術館、芸術文化関連団体などと連携し、市民によるアート活動を支援する。
- ・ 美術館、ビーコンプラザ、アルゲリッチハウス、市役所、別府公園等、周辺施設との連携により、包括的情報発信や施設の相互利用、共同事業などを行う。

(5) まちづくり事業

① まちづくり活動の拡大と政策形成の場

- ・ 大学等と連携し、まちづくりワークショップを開催するなどまちの課題発見や市民主体のまちづくり活動の機会を創出する。
- ・ まちづくり活動を発信し、活動の拡大を図る。
- ・ 地域が抱える現代的課題をもちより、課題解決に向けた場を提供する。

② 市民生活のよりどころとなる場づくり

- ・ 個人サポーター登録制度を拡充し、複合施設事業へのボランティアやサポート活動など幅広い分野における市民ボランティアを募る。
- ・ 市民活動の支援、コミュニティ活動の支援など、市民に寄り添う活動を支援する。
- ・ 別府の歴史や地域についての情報を発信することによって、地域貢献したいと考える個人や団体の実践の場とする。

第6章 施設管理計画

1 開館日・開館時間（予定）

（1） 休館日

複合施設は、月に1日の定期休館と、年末年始を休館日とする。

ただし、図書館サービスは、毎週月曜日、年末年始及び資料整備に伴う期間を休館日とする。

（2） 開館時間

利用者層を拡充し、利便性の向上を図るため、施設の開館時間等利用に関する事項は、条例その他関連規定において別に定めるものとする。

なお、緊急事態その他必要な場合には、関連規定に基づき、施設の休館日及び開館時間は変更することができる。

【休館日及び開館時間を変更できる場合の例】

- ・ 災害、事件、事故等の緊急事態が発生した場合
- ・ 施設設備の機器点検等
- ・ 市民活動、イベント等のため開館時間前後に複合施設利用の必要がある場合

2 利用規制

（1） 基本的考え方

施設利用者に対する管理者としての基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 利用者に対して公平・公正な利用を確保する。
- ・ 利用者の意見や要望を聞き、サービスの向上に努める。
- ・ 善良な管理者として、注意をもって管理に努める。

（2） 利用制限について

利用者行為に関する対応は、別府市図書館管理規則、別府市庁舎管理規則と同様に複合施設の諸規定の定めに基づいて行う。

また、敷地、施設は公共空間であり、特定の利用者による迷惑行為などの発生を防止し、発生した場合の対策を講じる必要がある。

そのため、様々な利用者に理解しやすい利用パンフレットの提供やサイン等の配置を行う。さらに、トラブル回避のため、施設運営スタッフのためのマニュアル、研修を十分に行うこととする。

また、施設内空間の貸出や静寂の制限、飲食制限については、施設の管理規則により運用方針を定める。

3 料金の設定

(1) 基本的な考え方

複合施設の使用料については、適正な受益者負担の考え方を基本とし、利用主体、利用目的、利用時間帯などにより、別途条例に示す使用料の範囲で適切な料金の設定を行う。

(2) 貸出対象施設

- ・地域交流センターの貸出施設は、交流サロン、スタジオ、多目的ホール、屋外広場等を対象とする。
- ・図書館の貸出施設は、グループ室、ラーニングcommonsを対象とする。

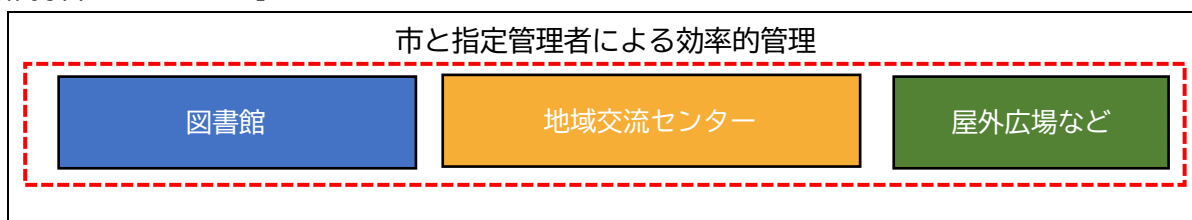
4 維持管理

(1) 基本的な考え方

複合施設の維持管理を効率的に実施し、経費軽減を図るとともに、施設を良好な状態に保ち、利用者の快適性を高めることが必要である。

複合施設の維持管理、備品等の維持管理、清掃業務、警備業務、ごみ処理などの業務を効率的に管理していくため、共用部分の分担や不可分な業務等を整理し、直営施設及び指定管理導入施設の業務範囲を明確に定める。

【維持管理のスキーム】



(2) 維持管理業務

① 施設の維持、管理及び修繕

- ・施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の予防保全に努め、美観を維持する。
- ・設備に関する点検（日常点検、定期点検、法定点検など）、改修、修繕を行う。

② 備品等の維持、管理及び修理

- ・備品等の管理は、規則に基づき適切に行う。

③ 清掃業務

- ・清掃業務範囲は、複合施設の建物及び敷地内とする。
- ・快適な環境を保つために、日常清掃により除塵を行い、複合施設及び敷地内の美観を保つ。

④ 警備業務

- ・警備範囲は、複合施設の建物及び敷地内とする。
- ・利用者が安全に安心して利用できるよう、防犯、火災予防に努める。
- ・閉館時には、建物内、敷地内の点検を行い、閉館後の警備は、機械警備とする。

⑤ その他

- ・建物内の空間、設備、備品補充等、利用者が快適に利用できるよう適切な管理を行う。

(3) 修繕計画

施設を安全かつ快適に利用するために、「公共施設等総合管理計画」に則った修繕計画を検討する。

5 危機管理

(1) 基本的な考え方

施設を安定的・継続的に運営していくためには、災害や危機に対する適切な対処が求められる。個人情報流出、地震や風水害などの自然災害や火災等危機管理対策の取組を行うため、複合施設業務関係職員への危機管理マニュアルによる研修教育を行う。

(2) 安全管理についての取組

① 安全対策

- ・施設利用者が安全で安心して利用できるよう違反行為などの発生を予防するため、建物・敷地内に防犯カメラを設置する。
- ・施設利用者の安全を確保するため見回りを行い、危険行為の予防、早期発見の取組を行う。

② 個人情報保護等への対応

- ・業務上得た個人情報の取扱いに注意するとともに、各部門の業務にあたって作成又は取得した文書については、適正な管理・保存を行う。
- ・業務に関する行政文書、防犯カメラ映像データについて開示請求があった場合は、別府市情報公開条例（平成15年別府市条例第24号）に基づいて、判断する。

③ 災害時、緊急時の対応

- ・自然災害、人為災害等のあらゆる緊急事態、不測の事態に際し、利用者の安全確保のため、直ちに適切な措置等を講じ、市・関係機関に通報する。
- ・災害発生時における来館者等の一時待機の備えについて、防災担当部署と連携を図る。
- ・地域防災計画に基づき、緊急時の対応、防災、防火対策などを市と協議し、危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルの作成、災害時対応の定期的な訓練を行う。

第7章 事業評価

1 基本的な考え方

「複合施設の理念、方針に沿った成果が生み出されているか」という視点での定性的な評価を行うとともに、施設稼働率や利用者数等の定量的評価も合わせて実施する。

2 評価方法

複合施設運営や各サービスの自己評価により、計画目標に対する成果、問題課題の評価、次期方針の整理を行う。

次に、複合施設事業、図書館サービス、地域交流サービスの自己評価、次期方針に対して、設置者である市、運営会議による評価を行う。

これらの評価結果について、第三者評価委員会においてレビューを行い、施設運営への助言指導、改善、見直しなどを行う。

① 自己評価（図書館サービス、地域交流サービス）

- ・四半期成果達成に向け、複合施設全体、図書館サービス、地域交流サービスのモニタリングを部門ごとに行う。（月1回程度）

② 運営会議による評価

- ・施設全体の成果達成状況のモニタリングを行う。（四半期に1回程度）

③ 第三者評価による評価

- ・第三者評価委員会による施設全体の総合評価を行う。（年に1回程度）

④ 指定管理業務の評価

- ・別府市指定管理者制度運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき評価を行う。（2年に1回）

3 評価項目

事業計画立案時に目標として掲げられた事業の内容と結果を定性的、定量的に評価するため、項目を設定する。

ガイドラインでは、指定管理者や市によるモニタリング、施設所管課、指定管理者評価部会による評価方法等も示されている。これらを踏まえ、複合施設における指定管理者業務に関わるモニタリングや評価項目について設定するものとする。

第8章 収支計画

1 基本的な考え方

公共施設運営においても、新しいビジネスチャンスを創出し、民間の稼ぐ力を社会的課題の解決に生かしていくことが求められている。

一般的な公共施設の収支構造には大きく分けて「使用料収入」、「事業収入」、「その他の収入」の3つの収入と、「事業費」、「人件費」、「維持管理費」の3つの支出がある。しかし、新たな文化や価値観を生み出し、必要な情報を豊かに届け、人と活動が豊かに交わる施設、市民誰もが利用できるサードプレイスとなる施設、市民活動や知と文化の創造拠点を目指す本施設においては、短期的な費用対効果だけではなく、長期的な視点での「投資」と捉える視点も必要である。

公的負担の抑制と良好な公共サービスの提供を目指し、短期的な費用対効果と長期的な視点の双方で公共施設運営を行うものとする。

複合施設は、図書館と地域交流センターで構成されることから、以下、施設の機能に応じて、施設設置者の観点から収支についての考え方を述べる。

(1) 図書館

① 運営

- ・図書館は行政直営で運営する。
- ・運営のための財源の一部には企業版ふるさと納税や個人ふるさと納税を活用し、図書購入費等の支出に充てるものとする。
- ・図書館は収益を生む公共施設ではないが、支出の抑制に最大限努めるとともに、地域交流サービス事業と効果的に連携することにより、複合施設の収益性向上の一翼を担う。

(2) 地域交流センター

① 運営

- ・地域交流センターの管理運営等は、指定管理者が担う。

② 収支

- ・指定管理者の収入には、指定管理料収入、利用料収入、自主事業収入などが挙げられる。主な支出には、事業費、人件費、維持管理費がある。
- ・指定管理者は、収支計画に基づき効率的な運営を行う。

③ 効果的なサービス提供と適正な対価

- ・指定管理者は、複合施設が目指す「暮らしを支える地域の創造拠点として、また市民が憩い、安らぎ、暮らしを楽しむサードプレイスとしての公共空間」にふさわしいサービスと場を提供するため、積極的な事業展開を図るものとする。この場合、適切な受益者負担を求めることができる。

④ 官民連携効果を高める仕組み

- ・指定管理者の努力により十分な収入を確保できた場合は、その一部を施設の付加価値向上や図書館サービスとの連携による事業の充実のためのインセンティブを指定管理者に付与する仕組みを検討する。

第9章 開館準備計画

1 施設全体に係る開館準備

(1) 基本的考え方

複合施設の開館準備は、施設設置者である行政主導のもと、図書館サービスと地域交流サービスの双方が開館準備組織の一員として、相互に連携しながら取り組む。

(2) 設置条例等関連規定の整備

名称、開館時間、休館日、利用料金等の基本的事項は、複合施設設置条例のほか関連規則などにおいてこれを定める。

(3) 施設の情報窓口

施設開館準備の情報窓口としてホームページ等による発信を行い、複合施設を介して人と知識、人とまちがつながる仕組みづくりにより利用者の拡大を図る。

(4) 事前広報

複合施設への期待感を高め、利用促進に向けた機運を醸成するため、利用案内の発信や利用に関する広報活動を積極的に展開する。

(5) 開館記念事業の実施体制の準備

複合施設の開館記念事業及び開館記念式典等の企画、制作の準備を行う。

また、複合施設内の各機能や空間を象徴するイベントや市民参加型の事業など、実施の目的や効果を明らかにしたうえで、実施内容、実施方法、財源、人員配置等を検討する。

(6) 開館までのスケジュール（予定）

年度	項目
令和5(2023)年度	建設工事着工 複合施設設置条例制定
令和6(2024)年度	指定管理候補者選定
令和7(2025)年度	複合施設開館

2 図書館に係る開館準備

(1) 新図書館への移転

- ・移転計画を作成し、現図書館の所蔵資料や什器備品類の移転及び廃棄を円滑に進める。
- ・ICタグその他デジタル最新技術の動向を調査分析したうえで、図書館システムの更新を行う。
- ・移転に伴う閉館の期間や閉館時のサービスについては、事前の周知を十分に行い、利用者への影響を極力少なくする

(2) 職員の育成等

- ・専門性の高い司書・職員を育成するため、情報化・国際化の進展等社会の変化に留意しつつ、これら職員に対し、県立図書館などと連携した継続的・計画的な研修の実施に努める。
- ・職員の自己研鑽を推奨し、各種研修等への自発的な参加を支援する。

(3) 資料の収集・除籍

- ・市民の多様な資料要求に応えるための資料・情報の収集と地域資料や温泉資料における貴重資料のデジタル化に向けた検討を進めていく。
- ・魅力ある資料群の構築を目指し、定期的な除籍と望ましい開架冊数の検討を行う。

(4) 市民との協働

- ・これまで培ってきた市民との協働の関係を大切にしながら、市民のための図書館としてサービスを深め更新していくために、オープンプラットフォーム会議⁹の仕組みの活用について検討する。
- ・幅広い分野で市民と協働できる基盤づくりの一環として、個人サポーター登録制度を拡充する。
- ・図書館についての知識や協働について、他自治体の取組など、市民とともに学ぶ機会や意見交換の場を作り、互いの関係性を深めていく。

⁹ オープンプラットフォーム会議：新図書館建設に向け、構想段階から市民が参画し、新しい図書館等のイメージを共有することを目的として公開型ミーティング